(イ) 食品の品質の管理を適確かつ効率的に行うための施設の整備であって、(ア)の措置を実施するために必要な措置であるもの

食品の鮮度等の品質を生産から小売に至る一連の流通行程において保持・管理するために必要となる集出荷施設、処理加工施設、保管・配送施設、販売施設、情報処理施設等を整備する。

(ウ) (イ)の措置と併せて実施する品質の優れた食品に対する消費者ニーズに適確に対応するために必要な食品販売業務用施設の整備であって、(ア)の措置を実施するために必要な措置であるもの

食品販売業者が多様化・高度化する消費者ニーズを適確に把握し、対応するために必要となる処理加工施設、情報処理施設又はアンテナショップ、冷蔵ショーケース等の販売施設を整備する。

2　卸売市場機能高度化事業

(一) 第一号の事業

ア　目標

流通の各段階におけるコストの縮減を図り、また、食の安全に対する社会的要請及び食料消費・小売形態の変化や消費者ニーズの多様化に対応した物流や卸売市場業務の合理化・効率化、コールドチェーンの確立等品質管理の向上に必要な施設・体制の整備等により、卸売市場の機能の高度化を図ることを目標とする。

イ　内容

次の措置のすべて又は相当部分を実施するものとする。

(ア) 食品の品質の管理を適確かつ効率的に行うための施設の整備、食品の荷さばき業務用施設の整備その他卸売市場の施設の近代化を図るための措置

適正な品質管理を行うための施設整備を推進し、卸売市場における品質管理の高度化を図る。

また、産地、卸売市場、小売等各段階での合理化を通じた産地から小売までの流通コストの低減のために必要となる自動仕分搬送保管施設の整備、一貫パレチゼーション等を推進するとともに、多様化する消費者ニーズに対応するために必要となる加工・調製施設等を整備する。

(イ) せり売又は入札に係る業務の集中的かつ効率的な処理体制の整備その他卸売市場の流通機能の高度化を図るための措置

せりの機械化等卸売市場の業務の処理体制の合理化及び卸売市場に集積される種々の情報の分析・提供等を通じた産地・小売への利便の増進等のための施設の導入等を図る。

(ウ) 卸売市場の業務を行う者の資質の向上を図るための措置

研修施設等の整備、研修会の実施等により、品質管理を向上させるためのノウハウ等卸売市場の業務を行う者の知識、技術等の向上を図る。

(エ) 卸売業者及び仲卸業者の経営規模の拡大、経営管理の合理化等を図るための措置

他の卸売業者若しくは仲卸業者からの営業権の譲受け、異なる卸売市場の卸売業者間の資本提携による支配関係の構築又は仲卸業者の共同事業による営業権の買取り若しくは残存する事業者の事業の多角化により、経営の改善・強化を図る。

(二) 第二号の事業

ア　目標

一定の流通圏において、そこに所在する卸売市場全体として業務運営の合理化・効率化等を推進し、地域における生鮮食品等の円滑かつ効率的な流通体制を整備するため、地域における生鮮食品等の中核的な流通拠点となる地方卸売市場の開設者が、当該地域の他の卸売市場との統合や、連携した集荷・販売活動等を推進することにより、食料供給コスト縮減とともに、地域の卸売市場の機能の高度化を図るものとする。

イ　内容

(ア) 以下の要件に該当する地方卸売市場の開設者（以下「事業主体」という。）が、(イ)の措置を実施するものとする。

a　直近の取扱金額が五十億円以上であるか又は卸売場面積が三千㎡以上である地方卸売市場であって、都道府県卸売市場整備計画において地域における生鮮食品等の集荷力の強化を図る上での拠点となる地方卸売市場に位置付けられているものであること。

b　第二号の事業と併せて第一号の事業が実施される地方卸売市場であること。

c　次の事項を業務規程において定め、都道府県条例で定めるところにより、新規開設の場合にあっては都道府県知事の開設の許可を、変更の場合にあっては都道府県知事の承認を得ることにより、地域拠点市場としての条件を整備している地方卸売市場であること。

(a) 純資産基準額、流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率、資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に対する比率その他卸売業者が遵守すべき財産の状況に関する基準

なお、その基準は、中央卸売市場と同等の水準とすることを基本とし、純資産基準額については、卸売業者の純資産基準額（昭和四十六年六月三十日農林省告示第千二十八号）に、流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率等については、卸売市場法施行規則（昭和四十六年農林省令第五十二号）第三十二条に定める基準額等に準じたものとすること。

(b) 毎事業年度の業務及び財産の状況を記載した書類の備付け及び閲覧に関する事項、帳簿の区分経理に関する事項、販売の委託の申込みに対する引受けの拒否の禁止に関する事項、毎日の卸売の数量及び価格の公表に関する事項その他卸売業者が遵守すべき事項

(イ) 事業主体は、地域拠点市場としてのリーダーシップを発揮しつつ、周辺の地域に所在する卸売市場と連携して、(一)のイの(ア)から(エ)までに掲げる措置のうち一又は二以上のものを実施することにより、当該地域の卸売市場全体の機能の高度化を図るものとする。

3　食品販売業近代化事業

(一) 目標

高齢化や単身世帯の増加、限界集落や購買者数の減少が進む都市部における小売店舗の撤退等の社会構造の変化、多様化する消費者ニーズや食の安全に対する関心の高まり等に対応するとともに、食品のアクセス改善、農林水産物に係る価値連鎖、流通の各段階におけるコストの縮減、大規模地震の発生時等でも機能する食品供給の体制整備を推進するため、事業の共同化を進めつつ、新たな技術や手法の導入を含めて、インターネットを活用した販売、総菜宅配等多様な食品供給の展開や電子商取引システムの導入、衛生管理の強化等により、食品販売業の業務の合理化及び機能の高度化等を図ることを目標とし、併せて、環境負荷の低減を図る観点から、廃棄物処理機器、省エネ機器等の導入を促進する。

(二) 内容

ア及びイの措置を実施するとともに、必要に応じてアの措置と併せてウ又はエの措置を実施するものとする。

ア　食品の販売に係る業務の一部の共同化

仕入れ、仕分、処理、加工、保管、配送、衛生、廃棄物処理、受発注処理、電子データ交換、後継者育成、宣伝等食品の販売に係る業務のうちいずれかの業務についての共同化を図るものとする。